

4 核兵器全廃条約要綱

1993年8月4日 原水爆禁止世界大会で発表

提案者 松井康浩 (弁護士・97年現在、日本反核法律家協会会長)

原水爆禁止世界大会は、参加各国人民とともに、核兵器廃絶のために絶え間ない努力をしてきた。いまやそれを願う勢力は大きな力となって核兵器保有国を包囲しつつある。

国連は、第一回総会で核兵器廃絶を宣言し、その後も核兵器使用の禁止を決議してきた。

しかるに、米ソ二大国を中心に恐るべき核軍拡が進行していった。最近になって米・ロ両国に核軍縮の気運が生じたが、核兵器廃絶にはふれられず、なお人類を絶滅させるに足る核兵器が地球上に存在し続けようとしている。しかも、ソ連の崩壊によって、アメリカと核兵器をもって対抗する勢力が消滅したにもかかわらず、依然としてあれこれの理由を付して核兵器の保有を正当化している。東京サミットでは核不拡散条約の無期限延長による核兵器の永続的保有を宣言している。核兵器の拡散は当然許されるべきでない。しかし、核拡散は既存の核兵器への対抗を口実とするものであり、核拡散も核保有も禁止する核兵器廃絶こそ根本的解決への途である。

それのみでなく、地域紛争用の小型核兵器の開発や、第三世界にたいする核兵器の使用計画が進められ、湾岸戦争の際には多数の核兵器がペルシャ湾に配備されたことは周知の事実であって、その使用の危険は決して去ってはいない。

核実験による被害もまた米・ソを中心に多数にのぼっていることが判明してきた。それにもかかわらず、その実験を一時的には停止するが、全面的に停止をしようとはしない。

われわれは、広島・長崎の被爆者の悲惨を思い、また核戦争が人類と地球に及ぼす深刻な影響を考えると、一刻も早く、一発も残さず、地球上から核兵器を全廃することが、人類の生存を維持する唯一の途であることを、ひろく世界に訴えなければならない。

いうまでもなく、世界の人民は、平和のうちに生きる権利をもっている。われわれは、もはや少数の国が、核兵器の実験、開発、製造、貯蔵、配備を進め、彼らの利益のために、世界人民を危険に陥れて、核兵器による脅威と威嚇を続けることを、これ以上許すわけにはいかない。

核兵器の全廃は、国際人道法の要求するところであり、世界人民の有する至高の権利である。私は、近く国連発足50周年を迎えるにあたり、人類と共に存しえない核兵器を全廃するため、国連とすべての政府にたいし、そのための努力を尽くされんことを要請したい。

本大会に参加された各位におかれでは、この要綱案をひとつの資料として、すみやかに条約文を作成する共同作業を開始され、核兵器全廃条約の締結の運動を促進されるよう提案する。

核兵器全廃条約要綱

前文

1945年8月、原爆によって広島・長崎に地獄が出現し、50年近くを経過した今日、生き残った被爆者を放射能をはじめとする後遺症がなお苦しめ続けていることを確認し、

核実験被害は、ビキニ、ネバダ、セミパラチンスク等々での核実験によって多数の人々を苦しみに陥れていることを確認し、

核戦争は、地球のあらゆる生態系を破壊するが故に、核兵器は人類と共に存しないものであることを確認し、

核抑止力論が、歯止めなき核軍拡競争をひき起こした歴史を想起し、

核兵器不拡散条約だけで満足してはならず、核兵器を全廃することこそが根本的解決であることに思いを致し、

全世界の人民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、

国際連合総会が、1946年、第一号決議で「原子兵器および大量破壊に応用できるその他のすべての主要兵器を各国の軍備から廃絶すること」としていることを想起し、

この条約が国際法と国連憲章の原則に合致することを確信し、

この条約を締結する。

(核兵器の全廃等)

1 締約国は、核兵器の開発、製造、貯蔵、配備、譲渡、実験、使用を禁止されること。締約国はこの条約の効力発生後、_____年以内に核兵器を全部廃棄すること。

締約国は、本条約にしたがって、核兵器全廃の手続きを定めること。

(核兵器の定義)

2 核兵器とは核弾頭とその発射推進装置をいう。

(査察機構)

3 締約国は本条約の実施状況を査察するため、国際機構を設けること。

(国内法の制定)

4 締約国は、この条約を実施するために必要な国内法を制定すること。

(有効期限)

5 この条約の有効期限は無期限とすること。

(発効要件)

6 この条約は、_____ヶ国以上の批准によって効力を発生する。

(制裁と処罰)

7 締約国は、この条約に違反した国の制裁とそれにかかわった者の処罰について、国際司法裁判所に提訴し、その判決にもとづき国際連合が執行することを予め約諾する。

(註)

核兵器全廃条約文を作成するにあたり、配慮すべき事項はたくさんあるが、さしあたり次のことが考えられる。

全体について：この条約を各国政府に締結させるには、各国民の世界的規模での強力な運動がなければならない。その運動を推進すること自体に、核兵器廃絶への大きな意義がある。各国ごとに、運動推進の事情が少しずつ異なるだろうけれども、その違いをのり越えて団結し、世界的運動とするために条約は簡潔を旨とするのがよいと思う。

第1項について：この条約の発効後、核兵器全廃に要する期間は、各国の解体能力と解体を促進する政治的配慮によって定めること。全廃手続きは、締約国会議を設置し、そこで定められることになるであろう。

第2項について：核兵器の定義は大変重要であるから、十分検討しなければならないが、中核となるものに限定し、ここでの議論を少なくするのが、運動推進上よいと考える。

第3項について：査察機構としては、締約国会議を設けて、そこに設置するか、または国連に設置するかの二つが考えられる。

第4項について：各国における国内法の制定運動の展開は、それ自体大きな意義があるであろう。

第5項について：有効期限は、全廃後再び製造を開始する可能性を考え、無期限とすること。

第6項について：締約国には、核兵器保有国はもとより、すべての国が入ることを念頭に入れ、発効要件は少なくとも現に核兵器を保有している国全部の批准となるであろう。

第7項について：制裁と処罰とは、国際法においても核兵器使用の違法性が確認される以上、設けられるべきであろう。